

令和元年度 第1回高知市口腔保健検討会 資料

【目次】

| | |
|--------------------------|---|
| ■ 高知市口腔保健検討会設置要綱 | 1 |
| ■ 高知市口腔保健検討会委員名簿 | 2 |
| ■ 事務局・関係課名簿 | 3 |
| ■ 議事資料 | |
| ○ 口腔保健支援センター5年間の取組について | 4 |
| ○ 令和元年度口腔保健支援センターの取組について | 5 |

高知市口腔保健検討会設置要綱を次のように定める。

平成26年12月5日

高知市長 岡 崎 誠 也

高知市口腔保健検討会設置要綱

(設置)

第1条 地域住民の歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持を推進させることを目的として、地域の状況を踏まえた歯科口腔保健施策の具体策等を検討するため、高知市口腔保健検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 高知市口腔保健支援センターの運営に関する事項
- (2) 歯科口腔保健に関する情報提供、普及啓発、研修等に関する事項
- (3) その他歯科口腔保健の推進のために必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、地域の保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関係者のうちから、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 検討会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 検討会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認められるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年12月5日から施行する。
(会議の招集に関する特例)
- 2 この要綱の施行の日以後最初に開催される検討会の会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

高知市口腔保健検討会 委員名簿

令和元年 10月
(敬称略)

| 分 野 | 氏 名 | 所属・職名 | 備考 |
|---------|--------|------------------------------------|----|
| 地域保健・医療 | 高崎 元宏 | 高知市医師会 理事 | |
| | 宮川 慎太郎 | 高知市歯科医師会 専務理事 | |
| | 田岡 太郎 | 高知市歯科医師会 常務理事 | |
| | 寺尾 智恵美 | 高知市薬剤師会会員(高知県薬剤師会副会長) | |
| | 植田 彩子 | 高知県歯科衛生士会 会長 | |
| 社会福祉 | 森本 佐和 | 高知市民営保育所協議会園長会会长 (十津保育園長) | 改選 |
| 労働衛生 | 上原 由美 | 全国健康保険協会高知支部 保健グループ 保健専門職 | |
| 教育 | 吉井 太一 | 高知市立小中義務教育特別支援学校長会 (高知市立泉野小学校長) | |
| | 大野 由香 | 高知学園短期大学医療衛生学科歯科衛生専攻 教授 | |
| 団体 | 前田 修一 | 高知市小中学校 PTA 連合会 会長 | |

■ 高知市口腔保健検討会 事務局・関係課名簿

【令和元年 10月】

【事務局】

| 所属 | 職名 | 氏名 |
|-------------|-----------------|-------|
| 高知市健康福祉部保健所 | 保健所長 | 豊田 誠 |
| | 健康増進課長 | 池内 章 |
| | 健康増進課長補佐 | 小原 牧 |
| | 健康増進課管理主幹（歯科医師） | 上田 佳奈 |
| | 健康増進課主任（歯科衛生士） | 大中 智美 |

【関係課】

| 所属 | 職名 |
|-----------|---------|
| 高知市教育委員会 | 教育環境支援課 |
| 高知市こども未来部 | 母子保健課 |
| | 保育幼稚園課 |